

マイナンバーカード住所書換え等臨時窓口のご案内

R8.3月

臨時窓口では、マイナンバーカードに関する以下の手続きが可能です。

- 1 住所の書換え
- 2 電子証明書の発行(更新)
- 3 暗証番号の再設定

【トキハ別府店の臨時窓口】

- ◇開設場所：トキハ別府店 5F(東館)ホール(別府市北浜2丁目9-1)
※手続きに来られた方は、2時間駐車場無料です。駐車券をお持ちください。
- ◇開設期間：～令和8年4月23日(木)
- ◇開設時間：10:00～17:00(受付は16:30まで)
※臨時窓口の開設日程など最新の情報や詳細は、予約時に確認ください。

【臨時窓口の予約方法】

<臨時窓口の開設・予約方法>
別府市公式ホームページ

- ◇インターネットでの予約
右記の二次元コードから予約フォームへ(24時間受付)
- ◇電話での予約
コールセンター(フリーダイヤル 0120-153-445)へ(平日8時30分～17時まで受付)



1 住所の書換えに必要なもの

ご本人による手続きの場合

- ①ご本人のマイナンバーカード
- ②住民基本台帳用暗証番号(数字4けた)
※電子証明書の発行(更新)を同時にご希望の場合は、電子証明書の暗証番号も必要です。
(ご本人に限り当日手続き可能)

代理人による手続きの場合

- ①～②に加え以下の書類
- ③代理人の本人確認書類 2点※有効期限内のもの
(マイナンバーカード・運転免許証・旅券・資格確認書・介護保険証・年金手帳など)
- ④委任状(住民票が別世帯の場合のみ)
※法定代理人(成年後見人など)による手続の場合は、必要書類が異なりますので、市民課へ事前にお問い合わせください。

2 電子証明書の発行(更新)に必要なものは裏面をご覧ください

3 暗証番号の再設定に必要なものは裏面をご覧ください。



《問合せ先》

別府市役所市民課マイナンバーカード推進室 TEL:0977-21-1533
コールセンター TEL:0120-153-445(～4月23日(木)まで開設)

～表面からの続き～

2 電子証明書の発行(更新)の手続きに必要なもの

電子証明書の有効期限は発行から5回目の誕生日までとなっています。有効期限の3か月前を過ぎてから更新手続きが可能です。

ご本人による手続きの場合

- ①ご本人のマイナンバーカード
- ②住民基本台帳用暗証番号(数字4けた)
- ③電子証明書の暗証番号
 - ・署名用電子証明書用の暗証番号(数字と英字を組み合わせた6文字～16文字)
※カード発行時に15歳未満の方、搭載不要と選択した方のカードには搭載されていません。
 - ・利用者証明用電子証明書用の暗証番号(数字4けた)
※カード発行時に搭載不要と選択した方のカードには搭載されていません。

代理人による手続きの場合【原則2回お越しいただく必要があります】

上記①～③に加え

- ④代理人の本人確認書類 ※有効期限内のもの ※官公署発行の顔写真付きのもの
(マイナンバーカード・運転免許証・旅券などから1点)

⑤照会書兼回答書…原則1回目の受付後に市民課からご本人に郵送しますが、電子証明書の有効期限が近づいた方に郵送される電子証明書の有効期限通知書に同封の「照会書兼回答書」をお持ちの場合はその用紙を使用できます。ご本人が回答書欄、委任状欄をご記入のうえ代理人の方がお持ちください。

※18歳未満のお子さんの手続きを住民票が同一世帯の法定代理人が行う場合は⑤は不要。
※その他の法定代理人(成年後見人など)の場合は、必要書類が異なりますので、市民課へ事前にお問い合わせください。

3 暗証番号の再設定の手続きに必要なもの

ご本人が手続きの場合

- ①ご本人のマイナンバーカード

代理人による手続きの場合【原則2回お越しいただく必要があります】

上記①に加え

- ②代理人の本人確認書類 2点
※有効期限内のもの ※うち1点は官公署発行の顔写真付きのもの必須
(マイナンバーカード・運転免許証・旅券・資格確認書・介護保険証・年金手帳など)

③照会書兼回答書…原則1回目の受付後にご本人に郵送します。

ご本人が回答書欄、委任状欄をご記入のうえ代理人の方がお持ちください。

※18歳未満のお子さんの手続きを住民票が同一世帯の法定代理人が行う場合は③は不要。

※その他の法定代理人(成年後見人など)の場合は、必要書類が異なりますので、市民課へ事前にお問い合わせください。

《問合せ先》

別府市役所市民課マイナンバーカード推進室 TEL:0977-21-1533

コールセンター TEL:0120-153-445(～4月23日(木)まで開設)